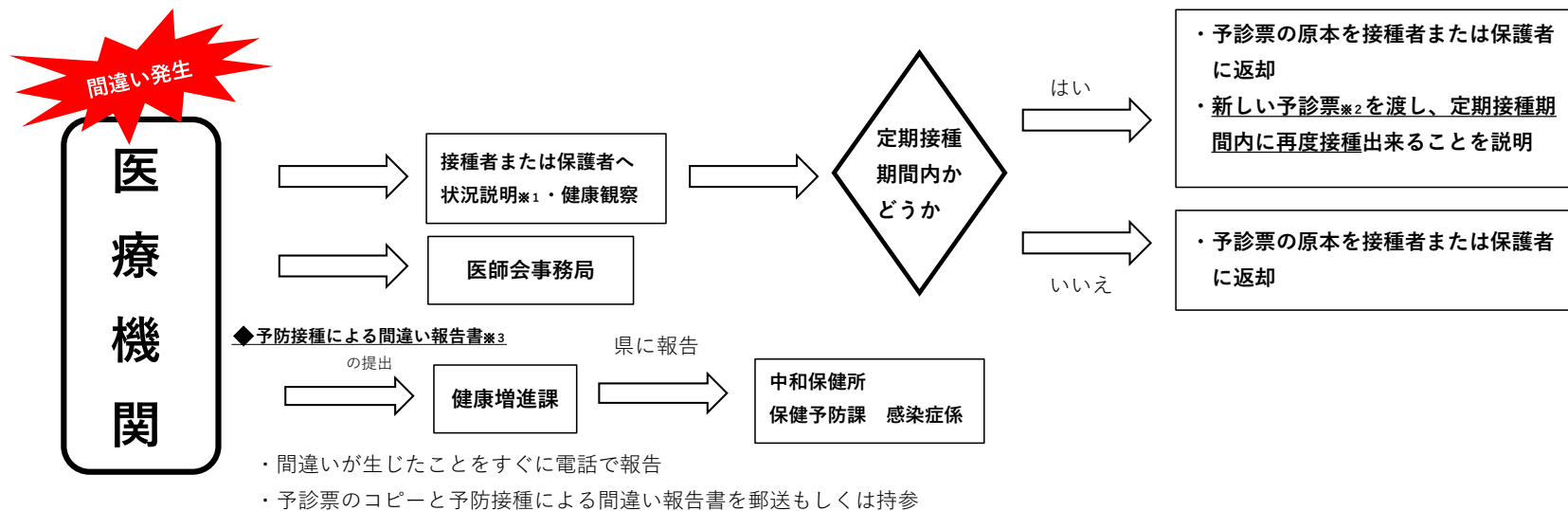
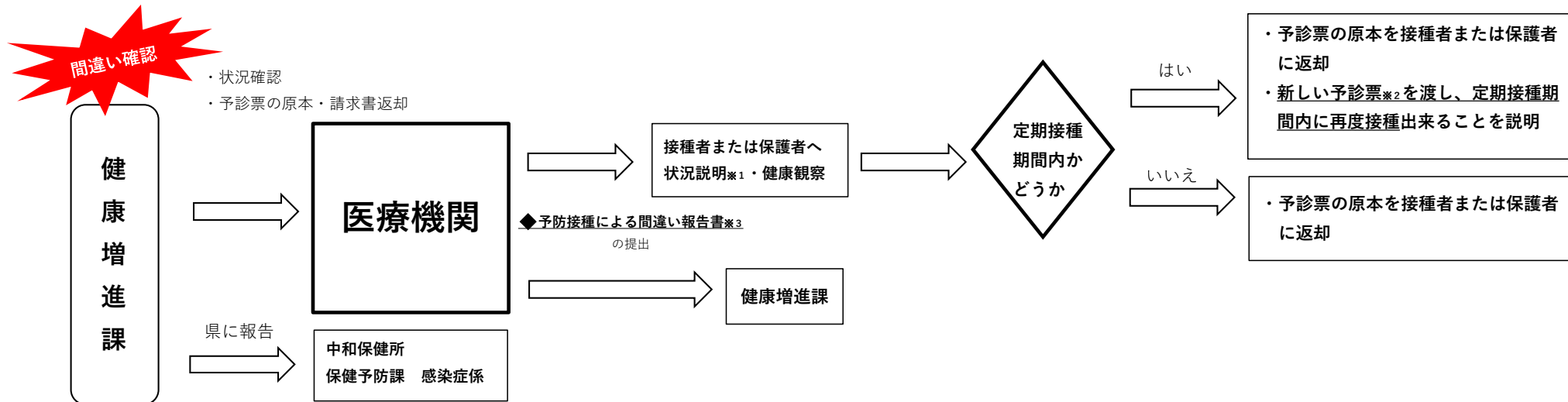


予防接種の間違い報告発生時のフローチャート

《医療機関で確認された場合（請求前に判明した場合など）》



《健康増進課で確認された場合（請求書受付後の予診票確認時に判明した場合など）》



※1 間違えて接種した分に関しては任意接種となります。

※2 新しい予診票は健康増進課より医療機関へ郵送します。医療機関へ郵送前に保護者が予診票を希望された場合、健康増進課の窓口でも発行可能です。

※3 予防接種を実施した際に、予防接種間違い（全て）が発生した場合は、予防接種による間違い報告書に必要事項を記載の上、健康増進課に提出してください。